## 国立大学法人電気通信大学防災対策検討専門委員会設置細則

制定 平成23年5月23日細則第7号 最終改正 令和4年4月28日細則第4号

(設置)

第1条 この細則は、国立大学法人電気通信大学危機管理規程第5条の規程に基づき設置する電気通信大学防災対策検討専門委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

- 第2条 委員会の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 今後の総合防災対策の検討
  - (2) 災害時の学生、職員等の避難・誘導策の検討
  - (3) 災害発生後の学生、職員等の安否確認方法の検討
  - (4) 災害時の備蓄対策の検討
  - (5) 災害時の地域連携等の検討
  - (6) その他防災対策上必要な事項の検討

(構成員)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 理事
  - (2) 副学長
  - (3) 部長
  - (4) 大学院情報理工学研究科から選出された専任の教授又は准教授 1人
  - (5) 組織規則第19条第1項、第21条第1項及び第23条第1項に規定する各センターを担当する専任の教授又は准教授のうちから学長が指名した者 1人
  - (6) 総務部総務企画課長
- 2 委員会に委員長を置き、総務担当の理事をもって充てる。

(事務)

第4条 上記の委員会の事務は、総務部総務企画課が所掌する。

(小委員会)

第5条 第2条各号の任務の実施のため、委員会の下に小委員会を置く。

| 小委員会名    | 主査         | 任務         | 事務担当   |
|----------|------------|------------|--------|
| 学生対策小委員会 | 学生支援担当の副学長 | 災害時の学生等の避難 | 学務部学生課 |
|          |            | 誘導及び安否確認   | 学術国際部国 |
|          |            |            | 際課     |
| 職員対策小委員会 | 総務部長       | 災害時の職員の避難誘 | 総務部人事労 |
|          |            | 導及び安否確認    | 務課     |
| 施設対策小委員会 | 総務担当の理事    | 災害時の避難施設の検 | 総務部施設課 |
|          |            | 討          |        |

| 物資対策小委員会 | 財務担当の理事 | 災害時の備蓄対策の検 | 総務部経理調 |
|----------|---------|------------|--------|
|          |         | 討          | 達課     |
| 情報対策小委員会 | 情報担当の理事 | 災害時の情報対策の検 | 学術国際部学 |
|          |         | 討          | 術情報課   |

## (雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、防災対策に必要な事項は、別に定める。

附則

この細則は、平成23年5月23日から施行する。

附 則 (平成24年5月22日細則第8号)

この細則は、平成24年5月22日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日細則第16号)

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日細則第35号)

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日細則第19号)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日細則第20号)

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日細則第13号)

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月28日細則第4号)

この細則は、令和4年5月1日から施行する。